

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市規則第13号

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則

安城市事務分掌規則（平成4年安城市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部の項中

「

資産経営課	資産経営係 資産管理係	を
-------	-------------	---

」

「

資産経営課	資産経営係 資産管理係	に改め、同条
庁舎整備課	庁舎整備係	

」

第3項の表資産経営課の項を削る。

第5条の表資産経営課の項中

「

庁舎整備係	庁舎の整備に関する事。	を削り、同
-------	-------------	-------

」

項の次に次のように加える。

庁舎整備課	庁舎整備係	庁舎の整備に関する事。
-------	-------	-------------

第6条の表市民安全課の項中

「

(5) その他課内の調整に関する事。	を
--------------------	---

」

「

- (5) 犯罪被害者等の支援に関する事。
- (6) その他課内の調整に関する事。

に改める。

」

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。